令和３年１月12日

あんしん少額短期保険株式会社

**災害救助法適用地域の特別お取扱いについて（続報）**

　この度の「令和3年1月7日からの大雪による災害」にて被災された皆様に、心よりお見舞い申し上げます。この度、災害救助法の適用地域に下記の地域が追加されましたのでお知らせいたします。

　弊社では、災害救助法適用地域で被災されたご契約者の方からお申出を頂いた場合、次のような特別なお取扱いをいたします。

**１．保険証険・届出印鑑等の紛失に対する対応について**

申出の保険契約内容が確認できれば、保険金等の請求案内を行うなど、可能な限り便宜措置を図ります。

**２．保険料のお払込みについて**

　　保険料をお払込み中のご契約で、この度の災害によりお払込みが困難になった場合、保険料のお払込みを猶予する期間を最長６カ月間延長いたします。

**３．保険金・給付金の簡易迅速なお支払について**

　　お手続に必要な書類を一部省略する等により、簡易迅速なお取扱いをいたします。

**４．災害救助法適用地町村及び適用日について**

　①　適用日　　令和3年1月8日

　　②　適用地域

　　　　新潟県内各市町村、富山県内各市町村、福井県内各市町村

以上

**【お問合せ先】**

**お客様相談室　通話無料　０１２０－６８５――３３６**

**受付時間9:00 ～ 17:00（土・日・祝日・年末年始を除く）**